

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 八六一ページ

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 八六一

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 八六一

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同) 八六一

告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 八六一

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 八六一

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 八六一

政治団体の異動事項の公表

(同) 八六一

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 八六一

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 八六一

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 八七〇

土地改良事業計画の変更認可

(農地計画課) 八七一

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の表防災課の部防災航空センター長の項の次に次のように加える。

航空安全管理監	一人	上司の命を受け、防災ヘリコプターの安全運航に關し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	---

附則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月二十八日

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) ときは翌日

平成二十三年一月二十八日

岐阜県人事委員会規則第一号

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「防災航空センター長」を「防災航空センター長」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月二十八日

岐阜県人事委員会規則第二号

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和二十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「防災航空センター長」の下に「航空安全管理監」を加える。

附則

この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「防災航空センター長」の下に「航空安全管理監」を加える。

附則
この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四十五号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十三年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	配給会社等
映 画	兄嫁の肌は熱く甘く 三十路の女 田乳はじける	オーピー映画 オーピー映画

淫行 見てはいけない妻の痴態	新東宝映画
不倫純愛	クロックワークス
ヌードの夜 愛は惜しみなく奪う	クロックワークス
人妻旅行 しっとり乱れ果	オーピー映画
色恋沙汰貞子の冒険私の愛した性具たちよ・・・	新日本映像
アンチクライスト	キングレコード

2 指定年月日

平成23年1月28日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県北見郡田十六町

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する条例（平成十五年岐阜県告示第百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月三十一日から適用する。

平成二十三年一月二十八日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安藤たかひろ後援会	番 幸一	安藤 正敏	羽島市福寿町本郷 578
奥村耕作後援会	小 寺 信 弘	菅原 広久	不破郡垂井町 1546 14
勝野後援会	古 川 宣 二	木村 清	中津川市茄子川 1814
勝山よしひろ後援会	勝 山 義 広	勝 山 ひとみ	岐阜市日野北 2 3 17
加藤靖也後援会	松 岡 剛 生	田 口 尚 正	土岐市泉西原町 2 24

岐阜県知事 古 田 肇
一中「大垣市役所職員等共済会」を「大垣市役所職員等共済会」に改める。
伊藤和子（可児市庁舎内）」

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり変更する。

平成二十三年一月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

野田聖子後援会 連合会七郷支部	団体の区分	団体以外の政治団体	議員関係政治団体	野田聖子 衆議院議員	野田聖子後援会 連合会日置、江支 連合会	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体	法第19条の7第1 項第2号に係る国 会議員関係政治 団体	野田聖子 衆議院議員
	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体							
野田聖子後援会 連合会白山支部	団体の区分	団体以外の政治団体	議員関係政治団体	野田聖子 衆議院議員	野田聖子後援会 連合会本荘支部	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体	法第19条の7第1 項第2号に係る国 会議員関係政治 団体	野田聖子 衆議院議員
	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体							
野田聖子後援会 連合会梅林支部	団体の区分	団体以外の政治団体	議員関係政治団体	野田聖子 衆議院議員	野田聖子後援会 連合会	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体	法第19条の7第1 項第2号に係る国 会議員関係政治 団体	野田聖子 衆議院議員
	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体							
野田聖子後援会 連合会パナウ支 部	団体の区分	団体以外の政治団体	議員関係政治団体	野田聖子 衆議院議員	野田聖子後援会 連合会	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体	法第19条の7第1 項第2号に係る国 会議員関係政治 団体	野田聖子 衆議院議員
	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体							
野田聖子後援会	団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体	議員関係政治 団体以外の政治 団体	野田聖子 衆議院議員	野田聖子後援会 連合会	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体	法第19条の7第1 項第2号に係る国 会議員関係政治 団体	野田聖子 衆議院議員
	公職の候補者の氏 名及び公職の種類	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治 団体							

野田聖子後援会 連合会三輪北支 部	公職の候補者の氏 名及び公職の種類		野田聖子 衆議院議員
	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の7第1 項第2号に係る国 会議員関係政治団 体
野田聖子後援会 連合会明徳支部	公職の候補者の氏 名及び公職の種類		野田聖子 衆議院議員
	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の7第1 項第2号に係る国 会議員関係政治団 体
野田聖子後援会 連合会柳津支部	公職の候補者の氏 名及び公職の種類		野田聖子 衆議院議員
	国会議員関係政治 団体の区分	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の7第1 項第2号に係る国 会議員関係政治団 体

	公職の候補者の氏 名及び公職の種類		野田聖子 衆議院議員
真谷碩後援会 和田直也を大き くする会	会計責任者	神間元宏 和田葉子	松井康司 和田ひとみ

岐阜県選挙管理委員会から県庁へ

岐阜県選挙区正員（昭和三十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、岐阜県本選挙区正員選挙区正員の選挙区正員として、その名称等を次のとおり指定する。

平成三十三年一月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
民主党岐阜県参議院選挙区第2総支部	山下八洲夫	岩井生久子	中津川市千旦林 1511 85	平成22年12月10日	政党の支部	民主党	一以上市町村区域等
サルビア会	島 稔	今木 禮子	岐阜市加納新本町 2 23	平成22年12月9日			
柴田まさひろ後援会	柴田秀子	水野 税夫	土岐市妻木町 1361 2	平成22年12月10日			
税理士による松田岩夫後援会	羽田野 晴雄	西村 浩	岐阜市六条南 1 20 13	平成22年12月15日			
平井はじめを励ます会	伊藤常男	伊藤 征雄	海津市南濃町田鶴 711	平成22年12月22日			
福野寿英後援会	丹羽 進	水野 嘉元	瑞穂市古橋 1334	平成22年12月19日			

藤井正義後援会	長谷川 毅 明	野 口 博 明	美濃加茂市太田町 4330	平成22年 12月23日		
---------	---------	---------	---------------	-----------------	--	--

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	仕たる事務所所在地	代表者の氏名
岸上 おおい	岐阜県議会議員	岸上おおい後援会	岐阜市入舟町 4 7 2	岸上 おおい
林 宏慶	山県市長	林宏慶後援会	山県市西深瀬 1439	林 宏慶

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同法第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年一月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十三年一月十七日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社海龍リバーサイドモール
- 三 建物の名称及び所在地
リバーサイドモール シンセイ（ ）
本巢市国領字川田二二六番の 一 外
- 四 変更しようとする事項
駐車場の収容台数
（変更前）二〇六一台
（変更後）二二六〇台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）二〇箇所

(変更後) 一八箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年一月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年一月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社海龍リバーサイドモール

三 建物の名称及び所在地

リバーサイドモール シンセイ ()

本巣市政田字下西浦一九三九 外

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 二〇六五台

(変更後) 二二六〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 二〇箇所

(変更後) 一八箇所

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	川辺町木曾川右岸用水土地改良区
施行に係る地区名	川 辺 町
認可年月日	平成二三・一・二二

平成二十三年一月二十八日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター